平成２３年（フ）第９３号
兵庫県西宮市大井手町10番11号
債務者　森岡　壽子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０３号
栃木県足利市福富町1279番地１
債務者　石原　康洋
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　康太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２４号
秋田市中通１丁目３番43号　ドエル一丁中通201号
債務者　清水千和子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　伸一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１号
埼玉県蕨市北町４丁目１番５号　わらび住宅414号
債務者　戸塚　義昭
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市小川町23番地１　三笠ハイツ1016
債務者　川崎　春美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成23年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５号
静岡県御前崎市御前崎4802番地の１
債務者　小野田久巳
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　幸典
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
静岡県御前崎市御前崎4802番地の１
債務者　小野田敦子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　幸典
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１８号
さいたま市北区櫛引町２丁目558番地２　コーポ朝日201
債務者　甲斐　義和
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　純
4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月30日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
横浜市青葉区すすき野３丁目６番地２　すすき野団地10棟301号
債務者　木原　　充
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８号
東京都八王子市川町244番地32
債務者　木下　順敬
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲尾　　誠
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３８５号
千葉県松戸市串崎南町10―２
債務者　本田　龍一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　憲弘
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６４３号
愛知県小牧市大字三ツ渕2350―125
債務者　石川　祥啓
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　圭一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５７号
広島県福山市新市町大字相方396番地１
債務者　迫田　　守
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５８号
広島県福山市新市町大字相方396番地１
債務者　迫田　郁子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月17日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５９号
広島県福山市新市町大字相方396番地１
債務者　迫田　　武
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月17日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係